

# 平成28年度「狩猟目的で入林される皆様へ」共通事項

## 北海道森林管理局

- 1 本日の説明会での説明・周知事項等は、確実に申請者全員へ伝達するようお願いいたします。
- 2 昨年度からエゾシカ以外の狩猟に係る入林も可能です。ただし、狩猟はエゾシカ可猟期間内で、かつ、法令等で定められた鳥獣ごとの可猟期間内に限ります。
- 3 入林承認を受けなかった地区へ入林する場合には、事前に入林予定の区域を管轄する森林管理（支）署の「銃猟入林禁止区域図」を局ホームページから必ず各自で入手され、銃猟における安全を確保する観点から留意事項等もありますので、管轄する森林管理（支）署へご連絡いただき、入林規制区域等を確認のうえ銃猟入林承認証等を携行し入林するようお願いいたします。
- 4 市町村により可猟期間（解禁日・終了日）が異なっておりますので、必ず確認のうえ狩猟を行って下さい。
- 5 本年度についても狩猟機会の拡大を念頭に最大限確保するよう取り組み、事業等が終了の場合には、すみやかに規制を解除することとしております。
- 6 「銃猟入林禁止区域図」につきましては、全署、凡例を統一し作成しております。  
可猟期間は、市町村により異なっていますが、解禁日～終了日までの「全期間入林禁止」、解禁日～年末12月28日までの「前期間入林禁止」、年始1月4日～終了日までの「後期間入林禁止」の3区分としております。  
各図面には、森林管理（支）署名や市町村名が記載されており、十分確認のうえ使用して下さい。なお、不明瞭な箇所がありましたら、該当の森林管理（支）署へお問い合わせ頂くようお願いいたします。  
また、「法規制等区域」などについては、日曜日及び年末年始でも入林を禁止している区域です。
- 7 各図面にも注意事項等が記載されていますので確認して下さい。
- 8 山菜採り等のレクリエーションで一般の方が入林している場合がありますので、十分ご注意願います。
- 9 本日お渡ししました「銃猟入林承認証」及び「車両入林承認証」は見易いところに着用及び表示するようお願いいたします。
- 10 現地では、署職員や委託による狩猟巡視員のほか、北海道のパトロール等を実施しております。狩猟者等に対するのマナー及び安全の啓発、林道等の点検、残滓確認等を実施しており皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- 11 残滓については、必ず持ち帰るようお願いいたします。また、ゴミ等も同様をお願いいたします。
- 12 林道ゲートや錠前、林道入口に表示してある案内図等を破損しないで下さい。
- 13 規制していない区域（可猟としている区域）や休日等で解除している場合でも、臨時的に入林を規制する場合がありますので、現地の案内標識等は十分確認して下さい。
- 14 国有林野内において、法令等を遵守しない者やマナーの悪い者については、入林を認めないなどの措置を取ります。法令等の遵守、マナーの向上等にご理解とご協力をお願いいたします。
- 15 国有林野内でのスノーモビルや雪上車の使用は認めておりません。なお、許可捕獲（有害駆除）などで一部使用を認めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 16 裏面に、平成28年度の年末年始、日曜日等の入林禁止措置の解除状況を記載しておりますので確認して下さい。なお、土場は狩猟禁止区域となっておりますので十分にご注意願います。
- 17 北海道森林管理局ホームページでは、「銃猟入林禁止区域図」、規制区域の変更情報などを随時更新しておりますので、ご確認ご活用下さい。

平成28年度 エゾシカ狩猟期間における「年末年始及び日曜日等の入林禁止措置の解除」の実施状況

	森林管理(支)署	平成28年度				備 考
		土	日	祝日	年末年始	
1	石狩	△	○	△	12/29~1/3	
2	空知	×	○	×	12/29~1/3	
3	北空知(支)	○	○	○	12/29~1/3	
4	胆振東部	○	○	○	12/29~1/3	
5	日高北部	△	○	△	12/29~1/3	
6	日高南部	×	○	×	12/29~1/3	
7	留萌北部	○	○	○	12/29~1/3	
8	留萌南部	△	○	△	12/29~1/3	
9	上川北部	○	○	○	12/29~1/3	
10	宗谷	○	○	○	12/29~1/3	
11	上川中部	△	○	○	12/29~1/3	
12	上川南部	○	○	○	12/29~1/3	
13	網走西部	○	○	○	12/29~1/3	
14	西紋別(支)	○	○	○	12/29~1/3	
15	網走中部	○	○	○	12/29~1/3	
16	網走南部	○	○	○	12/29~1/3	
17	根釧西部	×	○	×	12/29~1/3	
18	根釧東部	×	○	○	12/29~1/3	
19	十勝東部	×	○	○	12/29~1/3	
20	十勝西部	×	○	×	12/29~1/3	
21	東大雪(支)	×	○	×	12/29~1/3	
22	後志	○	○	○	12/29~1/3	
23	檜山	○	○	○	12/29~1/3	
24	渡島	○	○	○	12/29~1/3	

- 注) 1 ○: 国有林独自の入林禁止措置を解除しています(ただし、○であっても事業の進行状況等により、禁止する場合があります。その場合は、看板等で表示することとしています。)  
 2 △: 国有林野独自の入林禁止措置を一部区域で解除しています。  
 3 ×: 国有林野独自の入林禁止措置の解除を行っていません。

## 狩猟目的で入林される皆様へ

各森林管理（支）署用

### 【札幌地区】

#### ◎石狩森林管理署

・江別市、北広島市、千歳市（可猟区を除く）、石狩市（厚田区、浜益区を除く）、新篠津村の国有林は全期間全面禁止（都市部・防風林・飛び地・平坦地）とし、日曜日及び年末年始についても狩猟を禁止します。

・一部の林道において車両による入林を可としますが、当署管内は都市近郊であることから、例年、一般の入林者が多く見込まれるため、安全確保の観点から車両入林を可とするのは落葉後見透しが効く時期（別途、森林管理局HPで公表予定）からとします。

※ アンダーラインの内容について確実に会員まで周知願います。

・なお、車両による入林を可とするに当たっては、道路整備が十分にされていないところもあるので十分注意するとともに、事故等については自己責任で処理願います。

・車両による入林を可とするゲートについてはダイヤルキーを使用していますので、ダイヤル番号は入林前に当署（011-563-6111）に確認願います。

なお、その際、氏名及び入林承認番号（狩猟免許番号ではありません。）を確認しますので予め用意の上ご連絡願います。

・急遽作業を行う場合や数日単位で短期入林する場合（北電の保守点検や環境調査など含む。）については図面に記載していませんが、林道入口又は近隣の車両に「狩猟入林禁止」等の表示がある場合には狩猟は出来ません。また、「狩猟入林禁止」等の表示がない場合でも車両がある場合には同様に狩猟は出来ません。

#### ◎空知森林管理署

・狩猟可能な林道ゲートは、ナンバーキーで対応しており、「・345」となります。

・法規制区域、スキー場等については日曜日も銃猟入林禁止としていますので、図面及び現地看板を必ず確認していただき入林してください。

岩見沢地区：1～5、12～16、41、48、101、104～116、165、170、203～205、208

夕張地区：1001～1004、1270、1271、1301、1402、1403、2031～2039、2473

芦別地区：3013、3034、3091～3095、3100、3101、3109～3114、3119、3120、3122～3125、3130、3165～3168、3171～3173、3210、3256、3257、3260、4001、4002、4016～4023、4132～4135、4139、4366～4368、4371、4460～4462、4464、4465、4480～4482、4487、4491、4492林班

・林道等で×のついた箇所は決壊等で通行できませんので注意してください。

\* 別紙資料3枚（1～3P）

#### ◎胆振東部森林管理署

・別紙資料のとおり

・各地区ごとの林道ゲート解錠番号については別紙資料に記載しておりますが取扱に注意して下さい。

\* 別紙資料1枚（4P）

## ◎日高北部森林管理署

- ・別紙資料のとおり
- \* 別紙資料2枚(5～6P)

## ◎日高南部森林管理署

- ・短期間(1～3日程度)の業務で職員が入林する箇所は、入林禁止区域としていません。この場合、作業箇所付近や駐車車両の見えやすい箇所に注意看板を掲示して作業を実行しますので、注意看板の内容を厳守するとともに、注意看板等が立っている付近での狩猟は行わないでください。
- ・当署管内には水力発電用ダムが点在していることから、付随する施設(送電線含む)が随所にありますので、特に注意をお願いします。
- ・可猟区域には牧場と隣接している箇所もあることから、特に注意をお願いします。
- ・当署管内は、登山者に人気の高い山が点在しており、積雪期前まで登山者が入林している可能性があるため、注意をお願いします。
- ・狩猟可能な林道ゲートは、回転部分が緑色のダイヤル錠で対応しております。
- ・えりも町の国有林については、地形が平坦で近くに民家もあるため、狩猟禁止としております。日曜・祝日及び年末年始を含め狩猟入林禁止措置の解除はしませんので留意願います。
- \* 別紙資料2枚(7～8P)

## 【旭川地区】

### ◎北空知支署

- ・全ての林道ゲートを施錠しておりますので、狩猟を計画し入林の際には、必ず開錠番号を事前に電話等で問い合わせてください(Tel 0165-35-2221)。
- ・落石や決壊等により、安全確保の観点から立入禁止にしている林道が多くなっていますので、狩猟を計画の際には十分な確認をお願いします。
- ・職員の安全対策として、ヘルメットに赤いカバーを装着のうえ、ベスト及び朱色のジャンパー等を着用しておりますので、赤い色には特に注意いただき絶対に周辺での発砲は行わないでください。

### ◎留萌北部森林管理署

- ・天塩町、遠別町、初山別村及び羽幌町の一部箇所については、貸付地及び販売物件箇所等であり、一般者の安全確保のため狩猟期間中の土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)の入林禁止措置の解除はありませんので、「銃猟入林禁止区域図」での確認をお願いします。
- ・当署管内へ入林する場合は、事前に入林期間等を必ず連絡願います。
- ・林道の施錠番号については、事前に電話等により問い合わせ願います。
- \* 別紙資料1枚(9P)

### ◎留萌南部森林管理署

- ・別紙資料のとおり
- \* 別紙資料1枚(10P)

### ◎上川北部森林管理署

- ・別紙資料のとおり
- \* 別紙資料 1 枚 (1 1 P)

### ◎宗谷森林管理署

- ・特になし

### ◎上川中部森林管理署

- ・各林道の入口にゲートを設置し、施錠がされています。別添 1 「上川中部森林管理署ゲート番号表」で開かない鍵がついている箇所は、道路の損壊等の理由により通行を禁止していますので、ご理解願います。
- ・上川中部森林管理署では、別添 2 「狩猟者の皆さんへ」により注意事項等を明記していますので、代表者の方はメンバーに配付するとともに、内容の周知・徹底をよろしく願います。
- \* 別紙資料 2 枚 (1 2 ~ 1 3 P)

### ◎上川南部森林管理署

- ・別紙資料のとおり
- \* 別紙資料 1 枚 (1 4 P)

## 【北見地区】

### ◎網走西部森林管理署

- ・通り抜け可能な林道等にはゲートを設置しませんが、発砲禁止の看板を設置していますので現地標示に注意するとともに、銃猟入林禁止区域図により入林禁止区域を確認するよう願います。
- ただし、降雪により林道等の通り抜けできなくなった場合はゲートを設置しますので通行規制に従って下さい。
- ・8月の台風によって車両通行ができなくなったり路面状態が悪くなっている林道等が多くありますので通行には十分注意して下さい。
- ・別紙「狩猟者の皆さんへ」を確認し、記載事項を遵守するようお願いいたします。
- \* 別紙資料 1 枚 (1 5 P)

### ◎西紋別支署

- ・特になし

### ◎網走中部森林管理署

- ・当署管内の狩猟期間は、佐呂間町管内国有林については、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで、北見市及び置戸町管内国有林については、平成 2 8 年 1 0 月 2 2 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日までと、それぞれ狩猟期間が異なっているので、入林する際は間違わないよう注意して下さい。
- ・別紙「狩猟者の入林心得」を確認して記載事項を遵守して下さい。
- ・通行止めの区域について土・日・祝日等は解放しますが、徒歩での入林となります。車両での入林は行わないようにして下さい。

・また、北海道電力が送電線の保守点検で一時的に入林することもあります。  
この用務による入林については狩猟禁止区域として図面に表示していないので、誤射のないよう十分注意して下さい。

\* 別紙資料 2 枚 (16 ~ 17P)

### ◎網走南部森林管理署

・別紙資料のとおり

\* 別紙資料 2 枚 (18 ~ 19P)

## 【帯広地区】

### ◎根釧西部森林管理署

・別紙資料のとおり

\* 別紙資料 2 枚 (20 ~ 21P)

### ◎根釧東部森林管理署

・別紙資料のとおり

\* 別紙資料 2 枚 (22 ~ 23P)

### ◎十勝東部森林管理署

・別紙資料のとおり

\* 別紙資料 2 枚 (24 ~ 25P)

### ◎十勝西部森林管理署

・別紙資料のとおり

\* 別紙資料 1 枚 (26P)

### ◎東大雪支署

・全期間(士幌町・上士幌町・鹿追町：H28.10.22~H29.2.28、新得町：H28.10.22~H29.1.31)入林禁止区域としている、民家・学校公共施設・レクリエーション施設(温泉宿泊施設等)及び隣接地は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始においても可猟区域として取り扱っていませんので、規制区域やホームページでの十分な確認とご理解をお願いします。

・エゾシカ狩猟期間前ではありますが、鹿追町国有林内で10月1日(土)~2日(日)に秋季北海道エンデュランス馬術大会、また、10月16日(日)に鹿追トレイルランニングが行われます。大会当日、ポンサラウンナイ林道・サラウンナイ林道・サラツキウシュベツ林道・サラツチ支線林道及び周辺作業道については、狩猟による入林を禁止しますのでご理解をお願いします。

・8月の台風9号及び11号により多くの林道が被災しており、安全通行ができない林道はゲート施錠や通行止めの処置をしております。これらの林道についてはいろいろな人たちが入林することを想定してゲートを施錠しています。力のある車や荒道を走り慣れている人が通れると判断できるところでも多少の危険があれば、施錠しておりますので、ご理解ください。

また、通行止めの処置していない林道でも道路状況が良くない箇所が多数あります。その点を踏まえた図面となっておりますが、これからも台風等による被災が考えられ

るので、入林の際は現地状況の確認をしっかりと行うようお願いします。

- ・ 林道沿いにある集材土場周辺での狩猟は禁止とします。土場については丸太が積まれていることや、作業者がいる可能性があり、また請負事業者の重機が置かれている場合もあることから、周囲の状況を確認するとともに、土場周辺での発砲は禁止します。

- ・ 新得町の岩越山林道は清水町にある北清水線林道に接続していますので、入林する場合は十勝西部森林管理署の情報にも注意をお願いします。

- ・ 道道は、冬期間通行規制によりゲート施錠される予定の箇所があると聞いておりますので、詳しくは十勝総合振興局建設管理部までお問い合わせ願います。

- ・ 農道等私有地を通過して奥地国有林へ入林する場合は、土地所有者の承諾を得てから入林してください。

- ・ 可猟区域の中でも、国有林野の職員及び請負事業者が作業している場合があります。そのような箇所には「作業中看板」を掲示し、作業者はヘルメットに赤いカバーを装着しベスト又は朱色のジャンパー等を着用しているので、赤色には特に注意していただき、周辺での発砲は禁止していますのでご理解をお願いします。

## 【函館地区】

### ◎後志森林管理署

- ・ 特になし

### ◎檜山森林管理署

- ・ 別紙資料のとおり
  - \* 別紙資料 1 枚 (27P)

### ◎渡島森林管理署

- ・ 別紙資料のとおり
  - \* 別紙資料 1 枚 (28P)